

4 事業計画の早期段階における環境影響評価の実施

環境影響評価は、事業の内容を変更できるような早い段階で行うほど、高い効果が上げられる。

また、事業が環境に及ぼす影響は、事業が行われる地域によって異なるので、環境影響評価も地域に応じて行う必要がある。

このため、事業計画の早期の段階において、環境影響評価の調査を開始する前に、行政や住民の意見を踏まえて調査の項目や手法を選定する方法書の手続を導入し、柔軟にその意見を反映することができるようになり、また、地域に応じてメリハリの効いた方法による環境影響評価が行えるようになる。

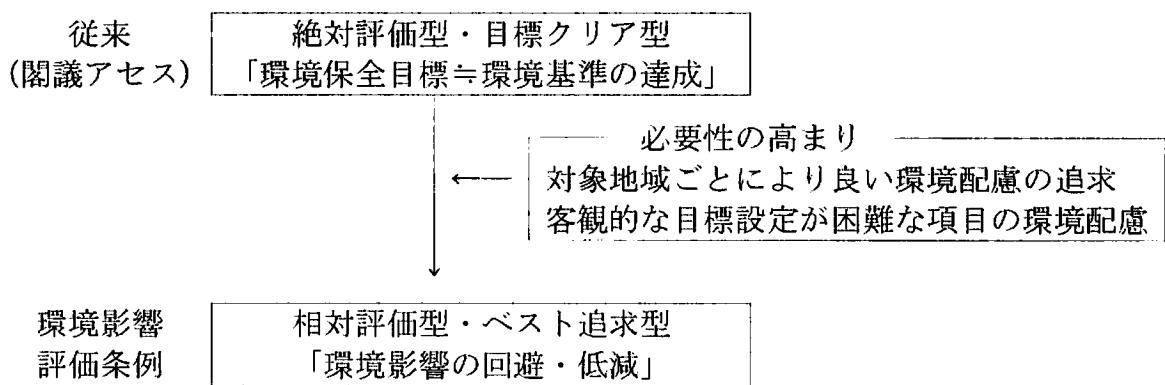
5 評価の視点

評価の視点は、環境基準の達成はもとより、事業者により実行可能な範囲内で環境への影響を回避し、又は低減しているかどうかの視点から評価を行う。

従来の閣議アセス等は、事業者が環境基準等を環境保全のための目標として設定し、この目標を達成するか否かという点を重視して評価しており、いわば「目標クリア型」の環境影響評価を行っていた。この方法では、評価の視点が固定的な基準や目標の達成に限定され、対象地域の実情を鑑みてより一層の環境配慮を追求していくための取組が不十分であることや、自然環境などの分野では、明確な基準を設定しにくい項目があることなどの問題点も指摘された。

そこで、条例では、環境影響評価法と同様に環境影響の緩和の考え方を導入し、環境基準等の達成だけでなく、実行可能な範囲で環境影響を回避し、低減しているか否かについて事業者自らの見解をとりまとめることによって評価を行う、いわば「ベスト追求型」の評価を導入することとした。この場合の評価手法が複数案の検討などによる「実行可能なより良い技術が導入されているか否かを検討する」という手法である。

図1－1 評価の考え方の変化



6 環境保全対策の検討

環境影響評価において、環境に対する影響の緩和を考慮するに当たっては、回避、最小化、修正、低減及び代償の順に検討する。

7 情報公開の徹底及び住民参加の拡充

環境影響評価の手続の各過程において可能な限り情報公開を行うとともに、住民参加の拡充を図る。

- (1) 事業者による方法書、準備書、準備書に係る住民意見に対する事業者の見解書、評価書及び事後調査報告書の公告及び縦覧
- (2) 事業者による説明会の開催
- (3) 事業者による事業の着手、完了、中断、再開、事業の廃止及び引継の公告
- (4) 方法書及び準備書について、環境保全の見地からの意見提出の機会の設定及び住民意見を提出できる者の範囲の地域限定の撤廃
- (5) 必要に応じて、公聴会の開催

8 愛媛県環境影響評価審査会の設置

環境影響評価の客觀性、信頼性を確保するため、学識経験者で組織する環境影響評価審査会を設置する。

(1) 任務

- ・法の第二種事業に係る環境影響評価の実施の必要性の審査
- ・法又は条例の対象事業に係る環境影響評価方法書の審査
- ・法又は条例の対象事業に係る環境影響評価準備書の審査
- ・条例の対象事業に係る事後調査報告書の審査
- ・愛媛県環境影響評価技術指針の改定の調査審議
- ・その他環境影響評価及び事後調査に関する重要な事項の審査又は調査審議

(2) 委員

- ・定数 10人以内
- ・選任 学識経験者の中から知事が委嘱する。
- ・任期 3年

9 事後フォローアップの充実

予測の不確実性を確認するとともに、その妥当性を検証するため、事業者に事後調査を義務付け、その結果を予測及び評価結果と比較し、必要な環境保全措置が実施されるよう確保する。

10 実効性を確保するための措置

環境影響評価の結果を事業の許認可、補助金の交付決定等へ反映させるとともに、報告徴収や立入検査の実施、手続の違反者に対する勧告・公表の措置をとる。

2－3 規則等の制定

愛媛県環境影響評価条例の公布後、その施行に向けて、平成11年5月28日に、対象事業の規模要件、審査の期間、手続の細則等を定める愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）並びに環境影響評価及び事後調査が適切に行われるために必要な技術的事項を定めた愛媛県環境影響評価技術指針（平成11年5月愛媛県告示第739号）を公布した。